

令和2年度 第6回朝来市農業委員会総会議事録（公開用）

- 1 開催日時 令和3年1月21日（木）午後1時30分から午後2時20分
- 2 開催場所 和田山ジュピターホール 小ホール
- 3 出席した農業委員 14人
1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員
4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員
7番 米田 利秋委員 8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員
10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員
13番 西 好朗職務代理者 14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 0人
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 0人
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため招集せず。)
- 6 現地調査委員
農業委員 楠 晃委員 原田 昌二委員
推進委員 吉井 忠大委員 山野 小百合委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第22号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第23号 農地法第5条申請について
日程第3 議案第24号 非農地証明申請について
日程第4 議案第25号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第26号 朝来市農業振興地域整備計画の変更（案）について
- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 藤本 宏子
支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員
主事 西谷 和徳
- 10 会議の概要

○事務局

それでは、ただいまから第6回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づいて進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○石原会長 それでは、座らせていただきます。

次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は14名中14名でございます。

○石原会長 全員出席でございます。朝来市農業委員会総会規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第6回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4「議事録署名人の指名について」ですが、11番の楠晃委員と12番、原田昌二委員に議事録署名人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。

議事日程に基づきまして、進行させていただきます。

まず、日程第1「議案第22号、農地法第3条申請につきまして」上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 それでは、受付順位48番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、議案第22号、受付順位48番の航空写真をご覧ください。

申請地は、国道312号線のすき家和田山店及びタイヤ館和田山店の交差点を東に入り、かみや歯科と藤井組建物の中の道を東に直進し、次の交差点の近くに申請地がございます。譲受人は、空き家バンクの物件を譲渡人から購入した関係にあり、譲受人の自宅に隣接する畑を購入する申請です。このたび、この申請は空き家に付随する農地として指定されております。

申請案件の審査資料をご覧ください。受付順位48番。1号要件については自宅の隣接地であり、農機具は耕運機を所有されております。そして、個人であるため、2号要件、3号要件も該当しません。4号要件の従事日数は年90日ということに従事されます。5号要件の下限面積は、今回141平米ということで適合しております。空き家バンクに付随

する農地ということですね。6号要件は非該当。7号要件は地元区長、農事部長、水利組合代表の同意も得られておられ、何ら問題なく許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 49 番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。受付順位 49 番の航空写真をご覧ください。

12月15日に譲受人の●●●●さんより現地で説明を受けました。農地の位置を説明いたしますと、旧和田山病院、現在もう既に撤去されておりますが、その前の坂、県道277号、溝黒竹田線を溝黒方面に上がっていきまして、迫間峠のてっぺん、ちょっと下りたところに白い建物の奥野倉庫っていう倉庫が建っております。その反対側の右側に現地に行く農道がございます。当該農地は道から4筆目に当たります。

この農地は従来から●●さんが●●さんより借りて耕作されておりましたが、このたび●●さんのご提案で権利移動となりました。譲受人の●●●●さんは神戸に勤務されておられて、通作距離が若干遠いんですが、迫間区のほうで実家には高齢のお母さん、●●さんが1人でお住まいでございます。毎週末に帰ってきて、地区の日役とか、また自分で持っておられます田んぼ、4反7畝ですか、それを耕作されております。週末の農業になりますけども、農業経験も豊富だし、農業機具も所有されております。また、区長、農事部長、水利組合長の同意もいただいております。審議資料にあります農地法第3条2項の各項目も全てクリアしておりますので、問題ないというふうに考えております。審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 50 番及び 51 番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、報告いたします。50番、51番の岡本という同地域でございますので、連続した説明になると思いますが、ご了承お願いしたいと思います。

この当該地につきましては、地理的には播但有料道路の西側の下のほうにある地域というふうに見ていただいたらありがたいと思います。今回、50番の件でございますが、譲渡人の●●●●さん、現在病気のために療養中でございます。不動産をほとんど整理しようとしておられるところでございます。当該地につきましても、誰か管理をしてくれるか、譲渡をしたいんだけどっていう話がもう数年前からございましたが、やはりなかなか

見つからなかったわけでございますけれども、今回、譲受人の●●●さんが現場を見て周囲の田んぼについては賃借で耕作をするということもございましたので、●●●さんが、じゃあ、引き受けようということになりまして、3条有償移転が整ったというふうに聞いております。

それから、51番の同じ岡本の123平米の件でございますが、これは非常に農道、市道が通った後の残地のようなものが残ってございましたが、今回、この譲受人の●●●●さんが50番のそういった話をお聞きになって、じゃあ、この51番の●●●さんのお持ちの田んぼについても、今回私のほうが引き取らせていただくというような話を申し出られましたところ、合意に至ったということで、物部としましてはこの岡本地域はいわゆる放棄地が非常に増えておりましたので、これまでも●●●氏に周囲の田んぼの作れるところは作ってもらったようお願いをして改善が進んでいるということもございますので、審査、審議の各項目については何ら問題がないというふうに思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、受付順位48番から51番まで、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の楠委員から補足説明がございませうか。

○楠委員 失礼します。1月6日原田委員さん、吉井委員さん、山野委員さんと私、そして事務局2名、以上6名で現地調査を行いました。

48番から51番について、それぞれ地元委員さんからご説明のとおり、何ら問題ないというふうに考えます。以上です。

○石原会長 どうもご苦労さんでございました。

地元以外の農業委員の皆さんからご意見なり、ご質問はございませうか。

ないようですので、それでは、受付順位48番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、49番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 50 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 51 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。ありがとうございました。

それでは続きまして、日程第 2 「議案第 23 号、農地法第 5 条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。

受付順位 52 番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町東谷区の国道 9 号線上にあります城ノ山古墳の東におよそ 50 メートルの位置にあります。また、申請地は東谷区の新築住宅が連檐する場所に位置し、現在も新築中の住宅が複数存する地域でもあります。蛇足になりますが、今回の申請地から 3 筆北隣になります 529 番地につきましても、先般、今回と同じ申請業者の申請案件を提案し、皆様に承認をいただいたところとなります。

続きまして、申請案件資料 52 号をご覧ください。農地法第 5 条 1 項の規定による申請となります。申請地につきましても、和田山駅南土地区画誠意事業により整備されており、第 3 種農地に該当します。このたび譲受人が建て売り分譲地を造成するに当たり、譲渡人との売買の合意を受けて、今回の申請に至りました。もう少し具体を述べますと、譲渡人の●●氏はもともと東谷区の住民で、現在は山東町迫間に居を構えておりますが、相続した申請地を売買することとなりました。申請地にはこの写真にありますように数十本以上の柿の木と、それから庭園の樹木が仮植栽されておりますけれども、これらは全て●●氏、自身の所有する土地に移転植栽する予定となっております。また、譲受人の●●●●●は申請地を造成の上、3 区画に分け建て売り分譲地として販売するとのことで、既に 1 区画につきましても入居希望があるように聞いております。一般基準に基づき、資力、信用に

ついて見積書及び金融機関の残高証明書により確認し、事業計画及びこれまでの朝来市内での申請事項を規定どおり履行していることからして、内容の目的が果たされるものと思われれます。また、分譲後、建設されます一般住宅についても指定遺跡であります城ノ山古墳に隣接しておりますが、文化財や景観等に関する影響は全くなく、建設可能であるとの確認承認も得ております。隣接農地の所有者や地元区長、農事部長の同意書も添付され、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議をよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 53 番について、提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、受付順位 53 番の航空写真をご覧ください。

申請地は、県道物部藪崎線の玉置橋東詰を北東に入り込む地区内の道路があります。その道路の西垣消防器具製作所という会社がございすけど、その手前の路地を北上した道沿いの農地です。このたび、譲受人が個人住宅を建てる目的で売買が行われます。譲渡人との売買の合意に至ったので、農地法第 5 条の申請がありました。

申請案件の資料をご覧ください。受付順位 53 番、立地基準については玉置区の住宅の密集する区域にあり、農地の面積が 313 平米であります。現状、畑の状態にあります。一般基準に基づき、融資証明等について見積書及び金融機関の抵当抹消承諾書も確認し、事業計画及び事業内容からも目的が果たされるものと思われれます。前面道路が 4 メートル以下の幅員ですが、建築基準法第 42 条 2 項の道路として申請されます。影響のある他法令はなく、申請面積が 313 平米で、一般個人住宅用地として適正と思われれます。周辺の支障もなく、地元区長、農事部長、水利組合代表、隣接の所有者の同意も得られておられ、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議をよろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 54 番について、地元委員であります私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず、54、55 の図面をご覧ください。ここは山東町粟鹿地区の航空写真ですけど、西地とか西谷、東集落の一部が入っております。図面の上のほうから下へ道路が通っておりますが、上のほうの森の辺りが粟鹿神社です。図面の真ん中辺で道が 2 つに分かれます。片方の下のほうへずっと行きますと當勝神社がございす。もう一方の分かれ道を行きますと、西谷集落の中を通過して与布土方面に続きます。申請地はその分かれ道のすぐ西側で、

今回の譲受人の●●さんの住居の北側に当たります。申請地は、●●さんの住宅の敷地に接しておりまして、景観をよくするため庭木を植えて庭にしたいということで、今回申請されました。放棄状態でありました農地でもあり、区長なり農事部長の同意も取られておりまして、特に問題はございません。許可相当と認められますので、審議のほうをよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、受付順位 52 番から 54 番まで提案理由の説明がありました。

現地調査委員の楠委員からの補足説明ございますか。

○楠委員 失礼します。先ほどご審議のありました第 3 条案件と同日に、現地調査を行いました。地元委員さんのご説明のとおり、何ら問題ないというふうに考えます。以上です。

○石原会長 どうもご苦労さんでございました。

地元以外の農業委員の皆さんからご意見、ご質問はございませんか。

ないようですので、それでは、受付順位 52 番から採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 53 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 54 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第 3 「議案第 24 号、非農地証明について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位 55 番の提案理由の説明につきまして、地元委員であります私のほうから説明を申し上げます。

先ほどの 5 条の 54、55 番の図面をご覧ください。現地は、先ほど審議された案件の隣接した土地でして、ちょうど山の麓斜面に当たります。昭和 30 年頃から山林状態にござ

います。先ほどの5条の申請のときに気がつかれ、非農地の申請をされました。60年以上も経過しておりまして、やむを得ないと思います。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、56番及び57番の提案理由につきまして、地元委員の原田委員に申し上げます。

○原田委員 それでは、ご説明させていただきます。

受付順位 56番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町玉置の和田山中学校と和田山体育センターの間に位置する道路に面した用地です。申請地は、平成3年4月より畑の耕作を取りやめ、現状、原野の状況であります。合計5筆の地目、畑ですね、地籍合計337平米の案件です。申請案件の審査資料をご覧ください。農地としての管理を怠り、原野となってしまったことを深く反省され、始末書も添付されております。ここに非農地証明願を提出されております。地元区長の証明も取っておられ、何ら問題なく許可相当と思われまます。ご審議をよろしく願いいたします。

引き続き、それでは、57番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町玉置の旧ホテルサンルート和田山の敷地内にある駐車場用地の一部です。申請地は、平成9年10月頃からホテルの敷地として利用をされておりました。地目、畑、現況、宅地、地籍、396平米の案件です。申請農地は、前面道路が築造される以前の旧道敷、当時の総代名で登記がなされ、地先隣接者の前面道路が築造される以前のが敷地の一部として利用してまいりました。非農地証明承諾後は所有権移転を行う目的で、ここに非農地証明願を提出されております。申請案件の審査資料をご覧ください。現地は農地法の許可を受けずに、平成9年10月頃からホテルの敷地の一部として使用してまいりました。当時の総代名で登記がなされたまま時が流れ、相続人も認識がなく、農地法の許可を受けずに使用してきたことを反省されております。規定を遵守するため、現況と合致させるため、ここに非農地証明を提出されております。許可相当と思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 58番及び59の提案理由の説明につきまして、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。

まず、こちらの2案でございますが、先ほど3条申請で若干申し上げましたように、この●●●●さんについては療養中ございまして、不動産を処分するということを申し上

げたと思いますが、その位置を、これは確認をさせていただきます。受付順位 50、51、58 の中にありますので、58 の申請地として丸の中に 1 戸と複雑な地形のものがございますが、その地域は播但線青倉駅から北向きに 15 メートルから 20 メートルほど行った左側に今、空き家として現存をしているところであります。今回、●●さん療養中でございまして、空き家を処分したいというような意向がございまして、その作業を進めとったところ、このような現況と登記簿の違いがあったということが判明いたしまして、それらのことについては昭和 24 年頃からこうなっているので、私たち、今のほったらかしの分を知らなかったというようなことを申しておられました。相当期間が経過しておりますので、これは現況から見てやむを得ないかなと思っておるところでございます。

それから、続きまして 59 番でございますが、これも確認させていただきますと、受付順位 59 番、この写真ではちょっとご理解いただけないと思いますが、簡単に言いましたら中川小学校から見て、円山川のほうを見ていただいたその正面辺りに、この丸に囲った土地があるというふうにご理解いただいたらと思います。今回、●●●さんにつきましては、相続でこの土地を引き継ぐわけでございますが、円山川改修工事のいわゆる買収が付近の土地について進んでおりまして、登記簿等の確認をしますと現況にこのような差があり、今回非農地証明を申請し地目変更をしたいと聞いております。平成 7 年頃より原野となっているという説明でございますが、私の記憶では元は田んぼでございまして、そのところに円山川の土砂なんかを、この当時の所有者の方が積み上げられたというふうに思っております。それを放任されたために原野のようになって、今は雑木、灌木が相当繁茂した状況でございます。その一部が円山川改修工事の用地に入るといことが言われておりますので、そのための現況確認というふうにご理解をいただきたいと思っております。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 55 番から 59 番まで提案理由の説明がございました。

現地調査委員の楠委員のほうから補足説明ございますか。

○楠委員 失礼します。1 月の 6 日、3 条案件、5 条案件と同日に現地確認を行っております。55 番から 59 番までについて、それぞれ地元委員さんのご説明のとおりで、何ら問題ないというふうに考えます。以上です。

○石原会長 ご苦労さんでございました。

委員の中からこの件につきまして、ご質問ございますか。

特にないようですので、受付順位 55 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 56 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 57 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 58 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 59 番について、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。ご苦労さんでございました。

続きまして、日程第 4 「議案第 25 号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第 18 条の議事参与の制限の条文に基づきまして、高本委員が議案第 25 号の関係者でありますので、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。

議案第 25 号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。

7 ページをご覧いただきたいと思います。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。まず、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明

させていただきます。まず、田が 18,376 平方メートル、10 筆。畑がゼロとなっております。合計として 18,376 平方メートル、10 筆。利用権の設定を受ける戸数は 4 戸。利用権を設定する戸数が 7 戸となっております。続きまして、設定する利用権の概要について説明させていただきます。まず、利用権の内容についてですが、使用貸借権が 10 筆、18,376 平方メートルとなっております。続きまして、利用権の終期についてですが、令和 4 年 9 月 30 日までのものが 1 筆、2,574 平方メートル。令和 8 年 3 月 31 日までのものが 3 筆、3,329 平方メートル。令和 13 年 3 月 31 日までのものが 6 筆、14,473 平方メートルとなっております。

続きまして、8 ページをご覧くださいと思います。8 ページには利用権の設定を受けられる方及び設定される方の貸借地の所在地一覧表を記載しております。

続きまして、9 ページをご覧くださいと思います。9 ページには利用権の設定を受けられる方、耕作者の情報を記載しております。

続きまして、10 ページをご覧くださいと思います。10 ページには利用権の設定される方、所有者の方の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議、よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。8 ページのみどり公社のこれ、具体的に誰か分かりますか。

○事務局 みどり公社の方については、●●●さんが候補となっております。

○石原会長 西村君。

○西村委員 ●●●●さんです。

○石原会長 ありがとうございます。

ただいま説明を受けましたが、委員の中からご質問はございますか。ないようですね。

議案 25 号について採決を行います。

採決を行います。よろしいですか。

そしたら、25 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

高本委員を呼び戻してください。

審議を続けます。

日程第5「議案第26号、朝来市農業振興地域整備計画の変更（案）について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第26号の提案理由の説明を、担当課に求めます。一括で1、2案件とも説明してください。

○担当課 失礼いたします。先ほどに引き続き農林振興課の西谷が説明させていただきます。

13 ページをご覧くださいと思います。それでは、朝来農業振興地域整備計画の変更（案）についてご説明させていただきます。今回除外申請を受けたのは2件となっております。表の番号1、2番となっております。1番として、朝来市川上字船谷、183番1、地目、田。面積、1,352平方メートル。除外の目的として、川上区集会所露店駐車場健康広場となっております。2番として、朝来市和田山町岡田字ハサコ、84番のうち、地目、田。面積、776平方メートル。除外の目的として、一般住宅となっております。

続きまして、14 ページをご覧くださいと思います。14 ページには申請地の地図を記載しております。

続きまして、15 ページをご覧くださいと思います。15 ページにつきましては、除外要件番号1、朝来市川上183番地1について説明させていただきます。申請地は川上区のちょうど中央に位置しており、県道与布土桑市線の北側に接しております。

続きまして、16 ページをご覧くださいと思います。16 ページにつきましては、除外申請についての除外理由書を記載しております。除外申請地として先ほど申し上げましたが、朝来市川上字船谷、183番1。地目、田、現況、田。面積、1,352平方メートルとなっております。申請者は朝来市川上184番地、川上区の●●●●区長となっております。転用目的は、川上区集会所露店駐車場健康広場となっております。除外理由として、近年異常気象が相次いで発生し、川上区でもいつ災害が起きるか予断を許さない状態となっております。そのような環境にあつて、川上区の避難場所である川上集会所は、急斜面の真下にあり、区民が避難場所に避難すると非常に危険な状況下に置かれております。区民の避難時の安全を確保するために、避難所を移転する以外にないと考え、避難場所である集会所の移転建築を総会の場で決議し、移転場所を検討した結果、川上区民の総意として当該地を決定されました。申請地は川上区中央に位置し、区民が避難しやすく、またほかの

土地についてもこの用地以外に空きがないため、今回の選定となっております。

それから、ちょっと 15 ページに戻っていただきたいと思います。15 ページの申請地についてですが、県道与布土桑市線を挟んだ反対側、南側の隣接農地への進入路について勾配が約 15%となっており、農業機械を安全に利用するには条件が厳しい農地となっております。そのため、県道を挟んだ反対の農地とは別々の団地として判断できます。そのため、一団の農地とは 183-1、182-1 の 2 筆で団地を形成しており、183-1 の申請地については農用地の縁辺部として考えられます。また、この申請地につきましては、4 辺のうち 3 辺が農用地以外と接しており、農地の集団性を損なうものではないと判断できます。また、ほかの候補地要件を検討させていただきましたが、選定要件を考慮した結果、申請地が妥当であると考えられます。

続きまして、17 ページをご覧くださいと思います。17 ページには申請地の配置図となっております。申請地の周囲にのり面があり、使用できる有効面積は 900 から 1,000 平方メートルとなっております。申請地の中央に四角い建物があります、それが集会所となっております。集会所の南側が駐車場、西側に健康広場を予定しております。

続きまして、18 ページをご覧くださいと思います。18 ページには現場写真を掲載しております。

続きまして、除外要件 2、和田山町岡田分について説明させていただきます。申請地は市道沿いに位置し、岡田公民館の東側に位置しております。また、南側には県道金浦和田山線が通っております。

続きまして、20 ページをご覧くださいと思います。20 ページには除外申請についての除外理由書となっております。除外申請地につきましては、朝来市和田山町岡田 84 番 1。地目、畑、現況、畑。面積、776 平方メートルとなっております。申請者は、朝来市和田山町弥生が丘 38 番地、メゾンポプラン 102、●●●●となっております。転用目的としては一般住宅、除外理由としては、高齢の母親を 1 人面倒見ることになりましたが、現在の賃貸住宅では手狭なため、同居が不可能であり、自宅の建築が必要となりました。また、申請者の妻の両親の面倒も見なければならないため、妻の実家の近くである申請地を探す必要もありました。さらに息子が中学に進学するため、学区が変わらないところを希望されております。申請地は妻の両親の家と歩いて行ける距離であり、(800 メートル) 息子の学区も変わらないため選定されました。周辺全てが農用地ではないため、近隣の土地に影響を与えることはなく、地元同意も得ておられます。

ちょっと資料 19 ページに戻っていただきたいと思います。この申請地につきましては、4 辺のうち 3 辺が宅地、1 辺が雑種地となっており、4 辺全てが農用地外となっており、集団性を損なうものではないと考えられます。また、ほかの候補地等要件を検討させていただきましたが、選定要件を考慮した結果、申請地が適当であると考えられます。

続きまして、21 ページをご覧くださいと思います。21 ページには実際の配置図を記載しております。この申請地につきましては、市道から段差があり、また法面等もあるため、面積は 776 平方メートルですが、有効面積は全体の 3 分の 2 程度と考えられます。中央に一般住宅を予定され、西側に家庭菜園、北側に庭、南側に駐車スペースを考慮されております。また、市道から段差があるため、車が進入するにはどうしてもスロープ等を設置する必要が出てきます。

最後に、22 ページをご覧くださいと思います。22 ページは、現況写真を掲載しております。

以上、説明させていただきました。慎重審議、よろしくお願いいたします。

○石原会長 ご苦労さん。

今説明受けましたけども、委員の中からご質問等ございませんか。

米田委員。

○米田（利）委員 すみません、ちょっと余談ですけれども、20 ページの除外理由の中で、地目が畑となっておりますけれども、戻っていただきましたら最初の 2 番の項目には地目は田となっておりますけど、どっちが正しいんですか。

○事務局 申し訳ございません。畑が正しいです。

○米田（利）委員 分かりました。

○石原会長 13 ページのほうの地目が田になつとるのが畑に訂正やね。

そのほかございませんか。特にないようですので、採決取らせてもらってよろしいですか。

それでは、番号 1 番、2 番併せまして採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 ありがとうございます。

全員賛成で、本件は承認されました。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次に、事務局から報告事項をお願いします。

○事務局 〈報告〉

それでは、本日の第6回朝来市農業委員会総会を終了いたします。

閉会に当たりまして、職務代理人にご挨拶をお願いします。

○西職務代理人 〈閉会挨拶〉

(午後2時20分終了)